

安全運転管理規程

社会福祉法人

道南福祉ねっと

(目的)

第1条 この規程は、法人が業務に使用する車両の安全な運行ならびに適正な管理について必要な事項を定め、交通事故の撲滅を図ることを目的とする。

(安全運転管理業務の統括)

第2条 安全運転に関する事項は、総合施設長が統括するものとする。ただし重要事項については、理事会の決裁を経るものとする。

なお、総合施設長職が不在の場合は、理事長がその職務に就くものとし、以下の条項においてもこれに準ずるものとする。

(安全運転委員会)

第3条 職員の安全運転意識の高揚ならびに安全運転管理の徹底を図ることを目的として安全運転委員会を置く。

(委員会組織)

第4条 安全運転委員会は委員長・副委員長及び委員を以て構成する。

2 委員長は総合施設長が副委員長は管理課長がこれにあたり、委員は委員長が指名する。

3 委員会は委員長が召集し開会する。

(委員会の任務)

第5条 安全運転委員会は次に掲げる事項を審議する。

(1) 車両運転者の指導・監督・教育訓練の基本方針に関する事項

(2) 交通事故の防止対策に関する事項

(3) 交通事故の処理に関する事項

(4) 車輛運転者の適性検査に関する事項

(5) 安全運転の社内周知に関する事項

(6) 安全運転のための作業環境及び施設整備に関する事項

(安全運転管理者の選任)

第6条 安全運転管理者は総合施設長がその任務にあたる。

2 安全運転管理者を選任したときは、15日以内に公安委員会に届け出るものとする。

3 安全運転管理者の業務を補助させるため、必要に応じ安全運転管理者のもとに、副安全運転管理者を置く。

4 副安全運転管理者は、職員のうちから法定の要件を備える者を総合施設長が選任する。

(安全運転管理者の任務)

第7条 安全運転管理者は、安全運行や車両管理等に関する業務の全般を職務とする。

2 安全運転管理者は、車両を使用する運転者に対し交通事故防止上必要な指示や指導を行うものとする。

3 副安全運転管理者は、安全運転管理者の指示を受け、車両の取扱い管理業務や運転者指導等を補助するものとする。

4 副安全運転管理者は、安全運転管理者に事故のあるときは、その任務を代行するものとする。

(安全運転管理者の解任)

第8条 安全運転管理者および副安全運転管理者が以下の各号に該当する場合には、解任するものとする。

- 1 異動や退職、その他の理由で安全運転管理業務が遂行できなくなったとき
- 2 公安委員会の解任命令を受けたとき
- 3 安全運転管理者または副安全運転管理者として、ふさわしくない行為があったとき

(安全運転の確保)

第9条 安全運転を確保するために、安全運転管理者その他車両の運行を管理する立場にあるもの（以下、安全運転管理者等という）は、以下の各号の行為を下命・容認してはならない。

- 一 無免許運転
- 二 飲酒運転（酒気帯び運転及び酒酔い運転のほか、麻薬等使用運転含む）
- 三 過労運転
- 四 最高速度違反運転
- 五 大型車等無資格運転
- 六 過積載運転
- 七 放置行為
- 八 その他交通法規に違反する運転

(運転者の適性等の把握)

第10条 安全運転管理者等は、車両の運転に関する運転者の適性や技能、知識等を把握し適切な指導を行うとともに、交通法規の遵守について指導しなければならない。

(運行計画)

第11条 安全運転管理者等は、過労運転や最高速度違反、放置行為等の違反行為の防止を図るために、運転者の能力や健康状態を把握し、適正な配車や運行計画を立てなければならない。

(交替運転者の配置)

第12条 運転者に長距離または夜間におよぶ長時間の運転を命ずる場合において、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者の配置等の措置をとるものとする。

(運転日誌等)

第13条 安全運転管理者等は、運転日誌を備え付けて運転者ごとに車両の運行開始と終了日時、走行距離等を記録させ、運転の状況や燃料使用量を把握しなければならない。

(点呼等)

第14条 安全運転管理者等は、職員の服装や健康状態の観察を行い、疾病、疲労その他により安全運転ができないおそれがないかどうかを確認しなければならない。

(日常点検)

第15条 安全運転管理者は、運転者が車両を運転する前に日常点検を実施させなくてはならない。

(異常気象時の措置)

第16条 安全運転管理者等は、台風、豪雨、豪雪等の異常気象が予測されるときは、状況に応じて運転者に対して運行の中止等の指示を行うなど、安全運転の確保に必要な措置を講じるものとする。

(運転者教育の実施)

第17条 安全運転管理者等は、運転者の安全運転能力を高めるために、交通安全教育を計画的に実施するとともに、日常の運転者指導の強化充実を図らなければならない。

2 前項の交通安全教育は、国家公安委員会が告示した交通安全教育指針に基づいて実施するものとする。

(応急用具の備付)

第18条 車両には以下の各号に掲げる応急用具を備え付け、かつ運転者がその使用方法を習熟するよう教育しなければならない。

- 一 赤色旗、発煙筒等の踏み切りにおける非常信号用具
- 二 タイヤチェーン、歩み板等の応急修理用具や部品
- 三 停止表示器材

(車両の使用制限)

第19条 公用車両を業務以外の目的に使用することは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情で使用したい場合は、事前に「公用車両使用許可申請書」を所属長に提出し、その許可を得るものとする。

(車両台帳)

第20条 安全運転管理者は、車両管理のために以下の事項を把握できる台帳を備え付ける。

- ・ 定期点検整備状況
- ・ 車検の有効期間
- ・ 自動車保険の付保状況
- ・ その他車両管理のために必要な事項

(整備管理者)

第21条 整備管理者は、職員のうちから法定の要件を備える者を総合施設長が選任する。

2 整備管理者は、運転者および業務車両に関し、安全運転管理者等が行う管理業務が円滑に行われるよう協力し、連帯してその責に任ずるものとする。

(鍵の保管)

第22条 公用車両の鍵は、運転終了後必ず所定の保管場所に収納するものとする。

2 鍵の管理は車両管理責任者が行うものとする。

(保険の付保)

第23条 公用車には、次の種類の自動車保険を付保するものとする。

(1) 自動車損害賠償責任保険

(2) 自動車保険

(事故発生時の措置)

第24条 交通事故が発生した場合には、運転者は次のような措置をとる。

(1) 負傷者のある場合は、他の損害に優先して負傷者の救護にあたり、応急手当や病院に運ぶ等の措置をとる。

(2) 軽微な事故といえども必ず法人本部に連絡し、指示を受ける。また所轄警察署に連絡する。

(3) 事故の目撃者がある場合は、その住所、氏名、連絡先等を記録しておく。

(4) 事故の相手方の住所、氏名、勤務先、電話番号等を記録しておく。

2 運転者は、事故現場において独断で相手方と示談交渉をしてはならない。

(事故報告書の提出)

第25条 交通事故が発生した場合には、運転者は速やかに交通事故報告書を作成し、安全運転管理者に提出しなければならない。

2 負傷等により運転者が事故報告書を作成できない場合は、安全運転管理者等が作成し提出するものとする。

(事故発生時の安全運転管理者等の措置)

第26条 安全運転管理者等は、運転者から交通事故発生 of 報告を受けた場合、運転者に対し、適切な処置を取るよう指示するとともに、速やかに事故処理の手続をとるものとする。

(事故等による罰金等の負担)

第27条 交通事故や交通違反による罰金、科料、反則金については、いかなる事由があろうと一切運転者の負担とする。

(事故の取扱)

第28条 業務以外で起こした事故ならびに運転者の故意又は重大な過失による事故によって、法人が損害を受けた場合は、法人は運転者に対して法人の受けた損害の賠償を請求することができる。

附 則

1 この規程は、平成23年12月 1日から施行する。

2 この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。